

大分市建設工事下請相談窓口設置要領

(設置)

第1条 建設工事における元請負人と下請負人の関係の適正化に向け、本市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）に係る下請負人の相談に応じるため、大分市建設工事下請相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

第2条 相談窓口は、総務部契約監理課に置く。

(所掌事務)

第3条 相談窓口において相談に応じる内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 元請負人の地位の不当な利用に関する事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条の3又は第19条の4の規定に違反又は違反していると思われるものをいう。）。
- (2) 下請代金の支払いに関する事（法第24条の3から第24条の5までの規定のいずれかに違反又は違反していると思われるものをいう。）。

(相談員)

第4条 相談に応じるため、相談窓口相談員を置く。

2 相談員は、次に掲げる職にある者のうちから市長が指名する者をもって充てる。

- (1) 契約監理課の政策監、参事、参事補、主幹、主査又は専門員
- (2) 発注課等の政策監、参事、参事補、主幹、所長、場長、主査又は専門員

(事情聴取等)

第5条 下請負人から第3条に掲げる事項について相談の申出があった場合は、元請負人に対し事情聴取するとともに、必要に応じ調査するものとする。

2 前項の事情聴取又は調査（以下「事情聴取等」という。）の結果、第3条各号に掲げる法の規定のいずれかに違反する事実又は行為（以下「違反事実等」という。）があると認める場合にあっては元請負人に対し、違反事実等の是正を求め、当該違反事実等の有無について確認できない場合にあっては必要に応じ、元請負人又は下請負人に対し、助言又は指導を行うものとする。

(通報)

第6条 前条の規定により是正を求め、又は助言若しくは指導を行った場合において、必要があると認めるときは、法第3条に規定する建設業の許可区分に応じ、国土交通大臣又は都道府県知事に、事情聴取等の内容及び結果について通報するものとする。

(庶務)

第7条 相談窓口の庶務は、総務部契約監理課工事検査室において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、相談の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。